

# 茨城県立 I T 未来高等学校特別活動後援会会則

## (第1章 名称)

第1条 本会は茨城県立 I T 未来高等学校特別活動後援会と称し、会の所在地を茨城県立 I T 未来高等学校（笠間市大田町 352-15）内に置く。

## (第2章 目的)

第2条 本会は茨城県立 I T 未来高等学校の部活動を後援し、その正常なる発展と共に学校教育活動の増進をも図ることを目的とする必要な事業を行う。

## (第3章 会員)

第3条 本会の会員は茨城県立 I T 未来高等学校 P T A 会員ならびに同窓会員と本会の趣旨に賛同する特別会員を以て組織する。

## (第4章 事業)

第4条 本会は第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1 学校代表選手派遣旅費の補助
- 2 部活動の経費の補助
- 3 その他目的達成のための必要な事項

## (第5章 役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1名
副会長	4名以内とする
幹 事	4名以内とする
監 事	2名
書 記	2名
会 計	3名

第6条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 保護者側の役員は本校 P T A 会則第 10 条の役員とし総会において承認する。
- 2 同窓会側の役員は幹事会にて選出し総会において承認する。
- 3 学校側の役員は教職員より選出し総会において承認する。
- 4 特別会員側の役員は会長の委嘱とする。

第8条 本会は役員会の推薦で顧問をおくことができる。

第9条 役員および顧問の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときに代理する。
- 3 幹事は、会務を処理する。
- 4 監事は年1回会計監査を行う。
- 5 書記は会長の指示により集会、その他会務を分掌する。
- 6 会計は本会の金銭の収支を記録し現金を保管し年度末収支決算を総会に提出して承認を求める。
- 7 顧問は役員会の諮問に応ずる。

#### (第6章 総会及び役員会)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 定期総会はPTA総会後開催する。
- 2 臨時総会は必要に応じて開くことができる。
- 3 役員会は随時必要に応じて開くことができる。

第11条 総会は本会の最高決議機関である。

第12条 役員会は、本会の役員をもって構成する。

第13条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 1 事業計画及び予算案の立案、決算、その他の事項の立案
- 2 その他総会において委任された事務の処理

#### (第7章 会計)

第14条 本会の会計を次のとおりとする。

- 1 保護者会員及び教職員会員の会費は、PTA会費よりあてる。
- 2 同窓会員の会費は、入会の際に1,000円をあてる。
- 3 特別会員の会費は、年間1口1,000円とする。
- 4 本会の運営上必要のあるときは臨時会費を徴収することができる。
- 5 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

#### (第8章 会則の改正)

第15条 会則の改変は総会の決議を要する。

付 則

本会則は平成22年5月15日よりこれを実施する。

令和5年3月9日一部改正 「IT未来高等学校」追記

令和6年4月1日一部改正 「友部高等学校」削除

令和7年5月31日一部改正 「役員の定数について」変更